

# 伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年1月1日

条例第58号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市民又は地域が主体となって当該施設を管理することが適当であるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

2 市長は、前項の公募を行う場合は、次に掲げる事項を公告することにより周知しなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

- (1) 公の施設の名称及び概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 応募資格
- (5) 申請期間
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

2 前項の申請をできるものは、次条及び第5条の規定に該当しないものでなければなら

ない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、第8条の指定を受けることができない。

- (1) 第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しないもの
- (2) 公の施設の管理の業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
  - ア 成年被後見人
  - イ 破産者で復権を得ないもの
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体

(指定管理者の兼職の禁止)

第5条 市長又は市議会議員が代表者となっている団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最適な団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用を確保し、住民サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、伊勢

崎市公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の候補者がいない場合の措置）

第7条 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合又は前条第2項の規定による審議会において最適な指定管理者の候補者がいないと答申された場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる団体に対し、第3条の規定による申請を求めることができる。

（指定管理者の指定）

第8条 市長は、第6条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て、その者を指定管理者として指定する。

（指定の公告等）

第9条 市長は、前条の指定をしたときは、次に掲げる事項を遅滞なく公告しなければならない。

- (1) 指定管理者が管理する公の施設の名称
- (2) 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 指定期間

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を遅滞なく公告しなければならない。

（協定の締結）

第10条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 公の施設の管理に係る経費に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項

- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (6) 公の施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
  - (7) 公の施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
  - (8) その他市長が別に定める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して20日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 公の施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公の施設の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公の施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(事業報告の聴取等)

第12条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、公の施設の管理業務に係る関係法令、条例及びこの条例に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は公の施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の規定並びに市と締結する協定を遵守し個人情報の適切な管理に必要な措置を講じるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(市長による公の施設の管理)

第17条 市長は、第13条第1項の規定により指定管理者に対し公の施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、指定管理者が施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となったとき、又は第8条の規定による指定管理者の指定を行うことができないときは、当該施設の管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 市長が前項の規定により公の施設の管理の業務を自ら行う場合における当該業務の引継ぎその他の必要な事項については、規則で定める。

(審議会)

第18条 市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議するため審議会を置く。

2 審議会の委員の定数は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

(1) 市内の公共的団体の役員

(2) 学識経験を有する者

(3) 市の職員

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第19条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条、第3条、第6条から第15条まで、第17条及び前条第1項の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第11条、第17条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年伊勢崎市条例第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。